

事務連絡
令和2年4月8日

各地方農政局農村振興部設計課長

(内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長及び

国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課長は参考送付)

農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省
直轄工事及び業務の入札等の手続の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、令和2年4月7日、内閣総理大臣より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け2予第71号大臣官房参事官（経理）通知）が発出されたところである。

これまでも直轄工事及び業務（以下「工事等」という。）の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続として、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和2年3月9日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について（対象期間の変更）」（令和2年3月12日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の今後の対応について」（令和2年3月19日付け事務連絡）において、一連の対応内容を示してきたところであるが、今般、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたことに伴い、下記のとおり取り扱うこととしたので、適切に対応されたい。

記

1 ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって、既に公告済み及び今後公告を予定している案件におけるヒアリングの実施については、その必要性を再検討し、可

能な限り省略するものとする。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合は、以下の対応をとるものとする。

- (1) ヒアリングを実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やweb会議を活用する。
- (2) やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

2 今後公告する工事等について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年3月2日付け元予第2076号大臣官房参事官（経理）通知）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月12日付け元予第2210号大臣官房参事官（経理）通知）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月23日付け元予第2373号大臣官房参事官（経理）通知）及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け2予第71号大臣官房参事官（経理）通知）のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、以下の対応をとるものとする。

- (1) 必要に応じ、競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長を検討する。
- (2) 上記通知に基づいて一時中止等を行ったことにより完成しない工事等についても実績として認める。
- (3) 今後新たに入札公告を行う業務において、評価基準日（入札公告日等）が、業務請負契約書上の履行期限から上記通知に基づく一時中止等によって延長が必要となった期間内にある場合には、当該業務は手持ち業務量とは数えない。

【担当】

農村振興局整備部設計課施工企画調整室
施工基準班 國分・渡辺
電話番号 03-3502-6094（内線 5513）